令和　６年　８月１９日
報　道　発　表　資　料
川崎市（市民文化局・環境局）

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案について市民意見を募集します

川崎市では、平成７年７月に「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成１８年４月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

武蔵小杉駅周辺については、令和５年１２月のＪＲ横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札の供用開始に伴い、重点区域の変更（拡大）を行うことにより、当該地域における散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進するため、別紙重点区域変（拡大）案についてパブリックコメントにより広く市民の皆様からの意見を募集します。

１　意見の募集期間

令和６年８月１９日（月）から令和６年９月１７日（火）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

※持参の場合は、当日午後５時１５分まで

２　意見の提出方法

郵送、持参、FAX、又は市ホームページ（専用フォーム）のいずれかで提出

【提出先】

・路上喫煙防止について　〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎２１階
市民文化局市民生活部地域安全推進課
FAX　０４４－２００－３８６９

・飲料容器等の散乱防止について　〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎２０階
環境局生活環境部減量推進課
FAX　０４４－２００－３９２３

・市ホームページURL（専用フォーム）
https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000168031.html

３　資料の閲覧方法

閲覧期間　令和６年８月１９日（月）から令和６年９月１７日（火）まで

閲覧できる場所

・市ホームページ URL（専用フォーム）
https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000168031.html

・各区役所、支所及び出張所（市政資料コーナー）

・かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟２階）

・教育文化会館及び市民館（分館含む）、各図書館（分館含む）

・市民文化局市民生活部地域安全推進課
（川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎２１階）

・環境局生活環境部減量推進課
（川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎２０階）

４　その他

（１）意見書の氏名及び連絡先は、提出された御意見の内容を確認する場合のみに利用します。他の目的には利用せず、適正に管理します。

（２）お寄せいただいた御意見に対して個別に回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日市ホームページなどで公表します。

（３）メール、電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

【問合せ先】
・路上喫煙防止について
川崎市市民文化局
市民生活部地域安全推進課　山根
電話　０４４－２００－２３５４
・飲料容器等の散乱防止について
川崎市環境局
生活環境部減量推進課　増田
電話　０４４－２００－２５６２